

一月 <sup>むつき</sup> 睦月

## 特別職報酬等審議会

昨年、新聞・テレビで報道されました議員報酬を10万円増とし、その増額分については政務活動費の一部をあてるとの、答申が石川区長の諮問機関である「特別職報酬等審議会」から区長に提出された問題について、マスコミが誤解し議会も加担し諮問したかのような報道をされましたが、区長が勝手に諮問したものであり議会は全く知りませんでした。この件について全議員の総意として議長コメントを公表しましたので掲載いたします。

### 議長コメント

本日、区長の諮問機関である特別職報酬等審議会から区長へ答申が提出されました。

この答申は区長が特別職報酬等審議会に諮問したものであり、区長の責任において判断し条例提案するものであります。したがって、千代田区議会は、この答申には一切かかわっておりません。

答申によれば、議員報酬月額約10万円増とし、その増額分については政務活動費15万円を5万円に減額するという、地方自治法の根拠が異なる事案を敢えて混同させた内容を含むものであり、透明性の確保に逆行するものであります。

そもそも、議員報酬は地方自治法第203条に根拠規定があり、その性格は「公的仕事への対価」です。一方、政務活動費は地方自治法第100条14項～16項で規定されており、調査活動のための必要経費であり、全く性格を異にすることは明らかであります。

区議会では、政務活動費の金額の見直しにあたっては、議長の諮問機関である「千代田区議会政務活動費交付額等審査会」に諮問し、その答申を踏まえて金額を変更することとなっております。

政務活動費に関しては議長の諮問事項であり、区長の諮問事項の範囲を逸脱したものと受け止めており、二元代表制の議事機関である議会として、今回の答申は到底受け入れることはできません。

審査会については12月17日付で新たに委員を選任したところであり、今後、審査会における議論を踏まえ、区民目線に立ち区民の理解が得られるよう区議会として、しっかりと議論をまいります。

平成27年12月24日

千代田区議会議長 戸張孝次郎

千代田区議会議員

小林やすお

